＜第4版：令和8年3月末現在＞

福井市
支援が必要な児童のための
ハンドブック

最新情報

＜内容＞

- ・障害児通所支援を利用したい
- ・他のサービスについて
- ・手帳・手当について
- ・子育て支援について
- ・学校のことについて
- ・18歳以降の支援について
- ・家族会について
- ・相談窓口について

作成：福井市　福祉健康部　障がい福祉課
協力：福井市障がい者自立支援協議会　こども部会

もくじ

はじめに 2

(1) ハンドブックの活用について
(2) ライフステージと主なサービス・機関
(3) さまざまな障がいについて

障害児通所支援を利用したい 4

(1) 対象となる児童とは
(2) 障害児通所支援の種類と内容
(3) 障害児通所支援の利用の流れ
(4) 地区障がい相談支援事業所
(5) 基幹相談・発達障がい相談・児童発達支援センター
(6) 障害児相談支援事業所
(7) 利用料
(8) サービス利用開始後の手続き
(9) 留意事項

他のサービスについて知りたい 13

(1) 自立支援給付
(2) 地域生活支援事業
(3) 医療による支援
(4) 障害児入所支援

手帳・手当について知りたい 17

(1) 障害者手帳
(2) 各種手当
(3) そのほかの障がい者福祉施策

子育て支援について知りたい 18

(1) 発達相談会・きらきら教室
(2) こあら広場
(3) ことばの教室
(4) 地域子育て支援センター
(5) 保育園・幼稚園・認定こども園
(6) こども家庭センター分室
(7) 預け先

学校のことについて知りたい 20

(1) 就学先
(2) 就学相談の流れ
(3) 就学や学校生活の支援者
(4) 就学にあたっての支援制度
(5) 児童館・放課後児童クラブ
(6) 移行支援

18歳以降の支援について知りたい 28

(1) 障害福祉サービス
(2) 障害年金
(3) 就労に向けた相談窓口

家族会・クラブやサークル活動について知りたい 29

(1) 家族会情報
(2) クラブ・サークル活動情報

相談窓口について知りたい 30

(1) 各種相談窓口

はじめに

（1）ハンドブックの活用について

親御さんにとってお子さんの成長・発達はとても嬉しいことです。

ただ、場合によっては、お子さんに関してさまざまな支援を受けなければならないことがあります。

このハンドブックは、支援が必要な児童がその子に応じた適切な支援が受けられるよう、障害児通所支援や教育を中心に支援制度や相談機関・関係機関をまとめたものです。

親御さん・関係機関の方が一人で悩まず、ハンドブックを活用していただけたら幸いです。

なお、QR コードや URL のリンク切れとなっている場合があります。内容は日々更新していきますので、最新情報は表紙にある QR コードからご確認ください。

（2）ライフステージと主なサービス・機関

	所属機関	保健・子育て支援・福祉関係機関	相談機関等（随時）
就学前	保育園 幼稚園 認定こども園	こども家庭センター 地域子育て支援センター 児童発達支援センター 児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 障害福祉サービス事業（居宅介護・短期入所等） 地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター）	こども家庭センター こども家庭センター分室 児童発達支援センター 医療機関 基幹相談支援センター 地区障がい相談支援事業所 発達障がい相談支援事業所 スクラム福井 特定相談・障害児相談支援事業所 特別支援教育センター 市教育委員会 ハローワーク
就学中	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校		
卒業後	大学・専門学校等 一般就労	就労選択支援 就労移行支援 生活介護 就労継続支援 A 型・B 型 障害者支援施設・グループホーム等	

（3）さまざまな障がいについて

障がいの種類について

視覚障害

全く見えなかったり、文字等がぼやけて読めなかったりする障がいです。

聴覚障害

音を感じたり、会話を聞き取ることが難しくなる障がいです。

肢体不自由

病気やケガなどにより、体の一部もしくは全体に起こる障がいです。

内部障害

内臓の機能や免疫機能が弱まるなど、体の内部に起こる障がいです。医療的ケアが必要な場合があります。

知的障害

知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活を送る上で様々な不自由が生じる障がいです。

精神障害

精神機能に障害が生じ、日常生活や社会参加が困難になる障がいです。

発達障害

自閉症や ADHD、学習障害など、脳機能の発達に関係する障がいです。

高次脳機能障害

脳の一部を損傷したことにより、思考や言語など脳機能の一部に不自由が生じる障がいです。

参考ホームページ

参考ホームページ	詳細情報	参考ホームページ	詳細情報
福井県視覚障がい者支援ネットワーク（羽二重ねっと） 視覚に関する相談や情報提供などを行っています。		福井県立ろう学校 きこえの相談や学習会などを行っています。	
医療的ケアが必要なお子様、ご家族のための支援について 利用できる制度や支援についてまとめた福井市のホームページです。		ふくいの精神保健福祉（ホッとサポートふくい） 福井県精神保健福祉センターのホームページです。	
福井県における発達障がい児者支援 **発達障がいに関する支援についてまとめた福井県のホームページです。**		重症心身障害児（者）の福祉サービス情報ハンドブック 重症心身障害児（者）の福祉サービス利用についてまとめた県のハンドブックです。	
高次脳機能障がいについて **高次脳機能障がいについてまとめた福井県のホームページです。**			

障害児通所支援を利用したい

（1）対象となる児童とは

以下のいずれかの条件を満たす0～18歳（原則として高校卒業年度の3月31日まで）

対 象 要 件
・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
・特別児童扶養手当の受給対象者となる方
・医師の診断書もしくは意見書がある方
・その他福井市が必要と認めた方

（2）障害児通所支援の種類と内容

名　称	対　象	内　容	事業所一覧
児童発達支援	発達に支援が必要な未就学児	日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行う。	
医療型 児童発達支援	上肢・下肢または体幹に障害がある未就学児	施設において肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。	県内にはなし
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等で外出が著しく困難な児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練を行う。	
放課後等 デイサービス	発達に支援が必要な就学児	授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のための訓練、地域社会との交流促進などを行う。	
保育所等 訪問支援	発達に支援が必要な児童	支援員が保育所、幼稚園、学校等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。	

※名称をクリックまたは QR コードを読み込むと市内の事業所一覧が表示されます。

※利用にあたっては、P10の留意事項をご確認ください。

※各事業所の空き状況については、福井市基幹相談支援センターのホームページをご参照ください。

（3）障害児通所支援の利用の流れ

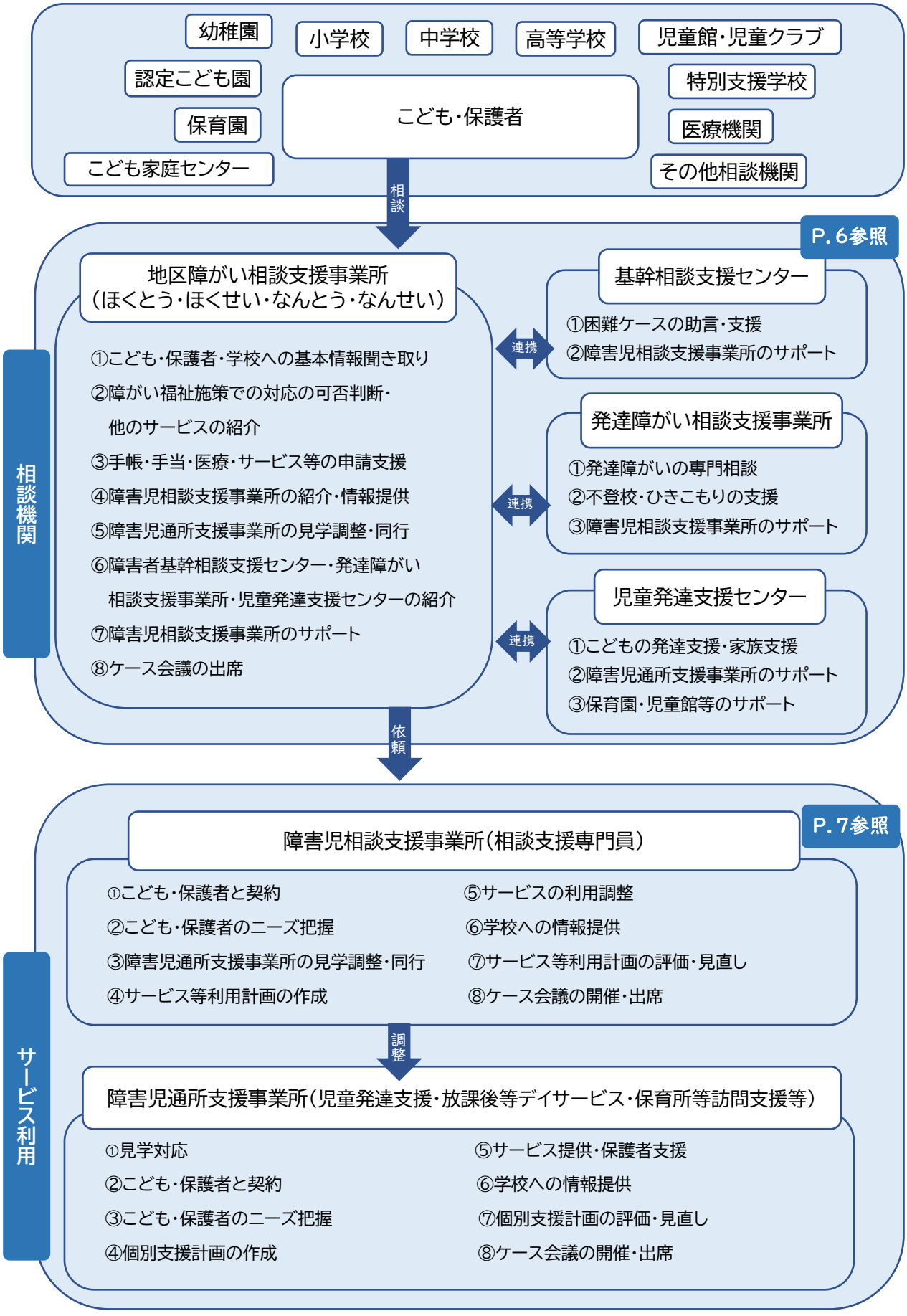

（4） 地区障がい相談支援事業所について

障がいの有無に関わらず、相談することができます。

営業日・営業時間・利用料

営業日	営業時間	利用料
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）	8:30～17:15	無料

事業所一覧

事業所名	住所・電話番号・メールアドレス	担当地域
ほくとう	福井市新保町16−3−2 クローバーハウス内 0776−43−1229 hokuto@koushifukushikai.org	春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保・東藤島・和田・円山
ほくせい	福井市燈豊町43−9−3 九頭竜ワークショップ七瀬の郷内 080−8998−0033 hokusei@kuzuryuworkshop.com	鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島・森田・河合・西藤島・明新
なんとう	福井市下六条町217番4（福）六条厚生会 本館1階 0776-41-2334 nantou@rokujyokoseikai.jp	豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津
なんせい	福井市有楽町3―4 松坂ビル1F102 0776-50-6572 nansei@konomiti9100018.com	足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・一光・殿下・清水東・清水西・清水南・清水北・越廼

（5） 基幹相談支援センター・発達障がい相談支援事業所・児童発達支援センターについて

営業日・営業時間・利用料

営業日	営業時間	利用料
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）	8:30～17:15	無料

事業所一覧

事業名	住所・電話番号・メールアドレス	業務内容
基幹相談 支援センター	福井市有楽町3―4 松坂ビル1F101 0776−50−3823 kikan@konomiti9100018.com	・困難ケースの支援・助言 ・虐待事案の対応　　等
発達障がい 相談支援事業所	福井市志比口2丁目11−13 ハーツ志比口2階 0776-97-5731 itaku@harumo.or.jp	・発達障がいに関する専門相談 ・教育・福祉事業所のサポート　等
子ども発達 支援センター フレンズあすわ	福井市大和田1丁目1607 0776-53-3330 friendsasuwa@asuwafukushikai.jp	・発達が気になる子どもに関する相談 ・不登校児の登校支援　　等
こども発達 支援センター のびろ	福井市三郎丸4丁目201 0776-87−0606 nobiro@keichoukai.or.jp	・発達が気になる子どもに関する相談 ・不登校児の登校支援　　等

（6）障害児相談支援事業所（相談支援専門員）の役割について

障害児相談支援利用の流れ

障害児通所支援事業所や行政（福井市障がい福祉課）と利用児童・保護者の橋渡し役です。障害児通所支援事業を利用するにあたっては、利用児童の心身の状況や環境、利用児童または保護者の意向などを踏まえて『障害児支援利用計画案』を作成したり、計画が適切であるか評価（モニタリング）をしてくれます。

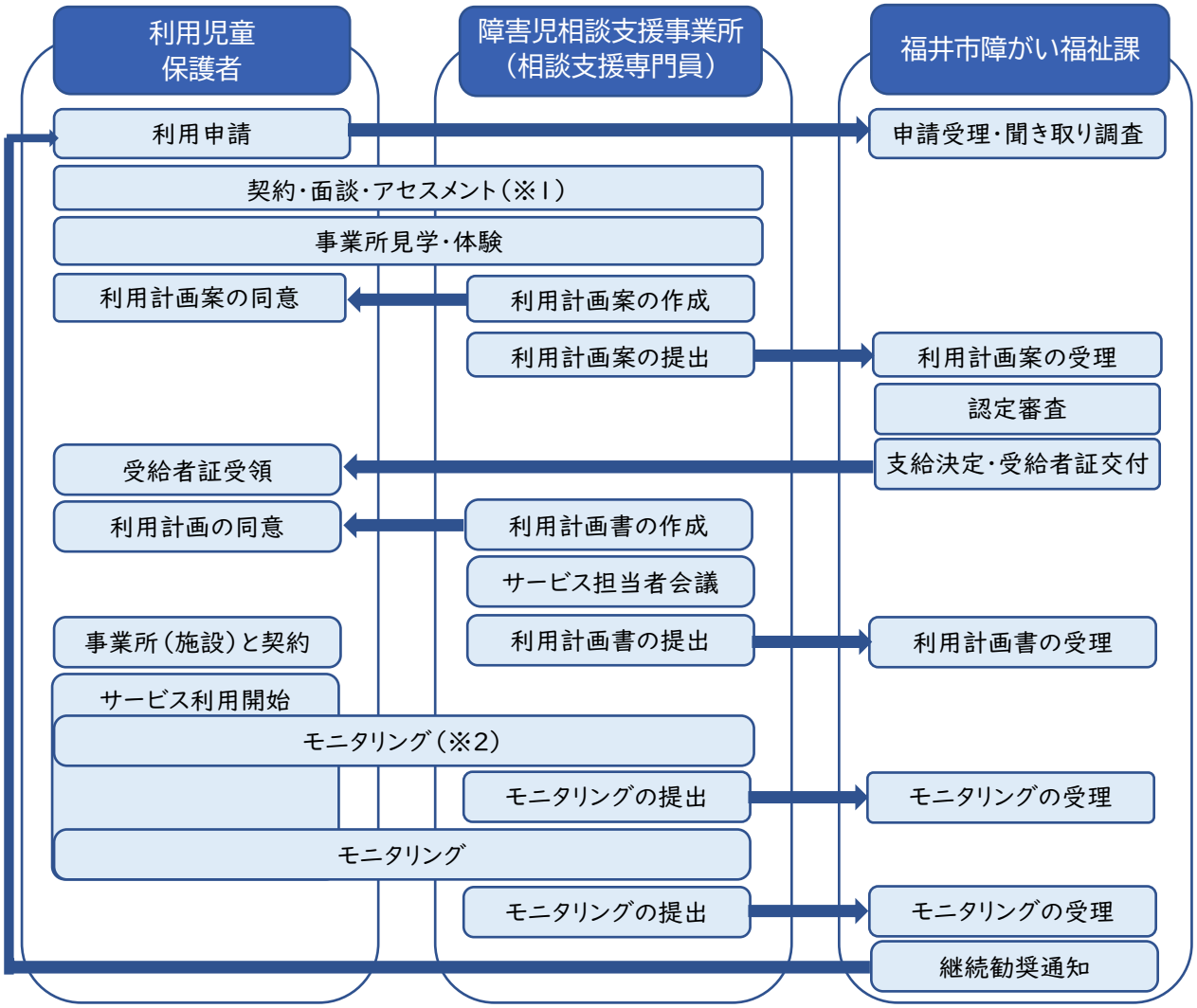

※1　アセスメント・・・相談支援専門員がご家庭を訪問し面談を行い、利用者の状況を把握し、日常生活の評価から希望する生活や課題を把握すること。

※2　モニタリング・・・相談支援専門員がご家庭や障害児通所支援事業所を訪問し面談を行い、利用計画の評価を行い、必要に応じてサービス等利用計画の見直しを行うこと。
間隔：基本的には初回利用時は3か月毎、その後は6か月毎（利用者により異なる）
※例：1月まで支給決定をしている場合　　がモニタリング月

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
3か月毎			■			■			■
6カ月毎			■						■

障害児相談支援事業所の一覧表

http:s//www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/jigyousyo/sitei.html

（7） 利用料

①利用料

（ｉ）利用者負担額　＋　（ii）事業所ごとに定めた実費負担額

（ｉ）利用者負担額

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の１割（１回あたり　1,000～2,500 円程度）です。月当たりの負担額は世帯（※１）の所得に応じた負担上限月額までとなります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般１	市民税課税世帯（※2）（所得割 28 万円未満）	4,600円
一般2	上記以外（所得割28万円以上）	37,200円

※１　世帯は、原則として住民基本台帳の世帯。同一世帯員には、サービスを利用する児童の親が単身赴任等で別世帯である場合も含みます。

※2　市民税所得割額は、支給期間の初月によって算定年度が異なります。

・4月～6月の場合：前年度

・7月～翌年3月の場合：当該年度

（ii）事業所ごとに定めた実費負担額

事業所ごとに運営規程を定めており、そこに記載があるおやつ代等の利用者負担額に含まれない部分について支払う必要があります。

金額は事業所ごとに違いますので、契約時に確認してください。

対象となる項目（例）
食事代
おやつ代
教材費
外出先でかかる費用
その他運営規程に記載がある費用

②上限管理

複数の障害児通所支援事業所を利用する場合、各事業所での自己負担額の合計が負担上限月額を超過しないようにあらかじめ調整を行うこと。

（例）負担上限月額が 4,600 円の場合

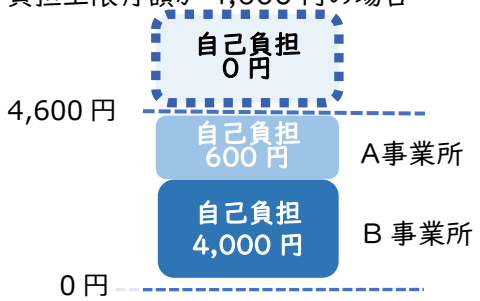

【手続きの流れ】

上限額を超えて利用者負担を支払うことがないよう、事業所に上限管理を依頼し、『利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書』を記入し、市障がい福祉課に提出してください。

③無償化

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、障害児通所支援の利用者負担額が無償化されること。

学年	負担上限月額
0～年少未満（3歳児）	0円 4,600 円 37,200 円
年少～年長（3歳児）～（5歳児）	0円
小１～高3	0円 4,600 円 37,200 円

④高額障害福祉サービス

同じ世帯で一人もしくは複数の方が、障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具等を利用するなどし、1ヶ月の利用者負担額の合計が世帯の負担上限月額を超えたときに返金されること。

（例1）世帯の負担上限月額が 4,600 円で、姉弟で障害児通所支援を利用した場合

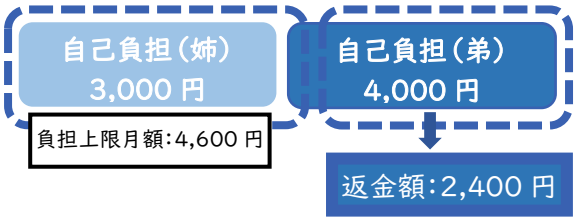

（例2）世帯の負担上限月額が37，200円で、障害児通所支援と補装具の支給を利用した場合

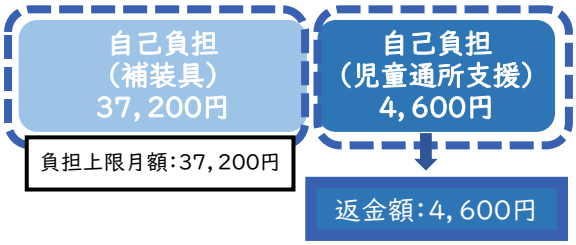

【手続きの流れ】

①福井市障がい福祉課から該当者に申請書を郵送します。

②ご記入いただき、領収書（原本）とともに、郵送または持参で提出ください。

※1年以上前のものは申請できません。

③後日、福井市から指定口座に返金されます。

詳しくは障がい福祉課までお問合せください。

⑤多子軽減

就学前の障害児通所支援利用児童について、兄または姉がおり、下記の①または②の条件を満たす世帯に対し、第2子以降の当該児童に係る利用料を軽減する制度。（放課後等デイサービスは対象外）

【条件】

①就学前の障害児通所支援利用児童のうち、兄または姉が保育所等に通う第2子以降の乳幼児

②市民税所得割合計額77,101 円未満世帯である場合は、通所給付決定保護者と生計を同じくする兄弟（就学児含む）の中で第2子以降の乳幼児

【多子軽減措置適用後の利用者負担額】

（表1）多子軽減措置適用後利用者負担額

	多子軽減措置	多子軽減措置適用後の利用者負担額
1	第2子 軽減措置	障害児通所支援に係る総費用額の5／100
2	第3子以降 軽減措置	0

（表2）利用者負担上限月額

分類	利用者負担上限月額
市民税課税世帯 （市民税所得割28万円未満）	4，600円
市民税課税世帯 （市民税所得割28万円以上）	37，200円

※生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯は利用者負担上限月額が0円のため多子軽減措置は適用されません。

（8） サービス利用開始後の手続き

利用開始後、下記に該当する場合は、受給者証の変更申請等が必要になる場合があります。相談支援専門員と話し合いを行い、速やかに福井市障がい福祉課で手続きをしてください。

手続きが必要な事項	必要な書類
・受給者証を更新する	・申請書2枚（通所・相談） ・受給者証 ・マイナンバーがわかるもの（利用児童分・保護者分）
・通所日数の変更・サービスの追加をする	
・氏名や保護者の変更をする	
・市内間で転居する	
・サービスの利用を終了する	・受給者証
・市外へ転出する	

（9） 留意事項

障害児通所支援の有効期限の取扱い

・**最大1年間**の有効期限となります。
・基本的には**利用児童の誕生月の末日まで**が有効期限です。
・6歳（年長）児については、基本的にサービスの変更を伴うため就学前の3月31日が期限となります。
・兄弟姉妹がサービスを利用している場合には、兄弟で同じ有効期限になる場合があります。

障害児から障害者への移行について

・居宅介護・短期入所など障害福祉サービスを利用している障害児の場合、18歳になる月の翌月以降は『障害者』の扱いとなりますので、誕生日までに障害支援区分の認定調査を行う必要があります。
・詳細は、障害児相談支援事業所の相談支援専門員にご相談ください。

よくあるご質問

Q1.児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所では子どもを預かってもらえますか？

A1.**預かりが目的の施設ではありません。**児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は**療育（発達支援）を行う施設**です。障害児通所支援の有効期間は最大1年間となっており、1年後のゴールを目指した目標を相談支援専門員と一緒に立て、それに従って児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することになります。目標が達成できるように、利用児童・保護者・障害児相談支援事業所・園・学校・障害児通所支援事業所が役割を明確にすることが重要です。

Q2. 保育園や幼稚園に在籍しながら児童発達支援を利用することはできますか？

A2.**可能です。**児童発達支援を午前中、午後から保育園等という使い方をされる方や週1回だけ児童発達支援を利用される方などさまざまです。保育園等と児童発達支援の事業所を併用する場合、お子さんの特性に応じた一貫した支援が受けられるよう、保護者、相談支援専門員、保育園等、児童発達支援事業所が十分連携していくことが求められます。

Q3. 児童館・児童クラブと放課後等デイサービスを併用することはできますか？

A3.**目的が違うので可能です。**週3回を児童館・児童クラブを利用し、残り週2回を放課後等デイサービスを利用する方もいらっしゃいます。児童館・児童クラブと放課後等デイサービスを併用する場合、お子さんの特性に応じて適切な支援が受けられるよう、保護者、相談支援専門員、学校、児童館・児童クラブ、放課後等デイサービス事業所が十分連携し、役割分担をしていくことが求められます。なお、児童館・児童クラブと放課後等デイサービスそれぞれで利用者負担額が発生します。

Q4. 児童館・児童クラブに預けるよりも放課後等デイサービスの方が送迎をしてくれるところがあるし、長期休暇中も見てもらえるからいっぱい利用した方がいいのではないですか？

A4.放課後等デイサービス事業所は、個別や小集団での療育（発達支援）の場です。**放課後等デイサービスに多く通うことが必ずしもよいわけではありません。**住み慣れた地域や家庭の中でさまざまな経験や失敗をする中から学ぶことも大事な療育です。将来の生活を意識しながら、放課後等デイサービスで学んだことをど

う地域や家庭で活かしていくか、保護者も利用児童と一緒になって考えていけるといいですね。

Q5. 現在、障害児通所支援を利用しているが、日数を増やすことができますか？

A5. 保育・教育・福祉・医療などを含めた生活の状況と保護者のニーズ、利用児童にとって過度の負担にならないようにするなど**さまざまな配慮をした上で必要な日数を増やすことは可能**です。まず、担当の相談支援専門員にご相談ください。

Q6. 複数の障害児通所支援事業所を利用することはできますか？

A6. **可能です。**例えば、福井市から発行する福祉サービス受給者証に『放課後等デイサービス15日／月』と記載がされていれば、その中で『A 事業所：10日／月』『B 事業所：5日／月』など分けて利用することは可能です。支援目標が達成できるよう、相談支援専門員さんとよく相談して障害児通所支援事業所と契約をしてください。ただし、1日に複数の障害児通所支援事業所を利用することはできません。

Q7. 福井市の福祉サービス受給者証で市外の事業所を利用することはできますか？

A7. **可能です。**福井市内の事業所に限らず、利用することができます。

Q8.相談支援専門員に対して利用料を支払う必要はありますか？

A8. **支払う必要はありません。**障害児相談支援については、10割公費負担（市から相談支援事業所に支払うこと）になっています。

Q9. 相談支援専門員との相性がどうしても合わないのですが、変更してもらうことは可能ですか？

A9. **可能です。**なお、相談支援専門員に変更の申し出がしにくい場合は、お住まいの地区の地区障がい相談支援事業所にご相談ください。

Q10. 保育所等訪問支援を利用するメリットはなにですか？

A10. 保育所等訪問支援の最大の目的は、**保護者と園・学校との距離が縮まり、利用児童の成長・発達を共に喜び合えるようになること**、そして、**園・学校が本人にとって安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出すこと**です。一日の大半を園・学校で過ごすため利用児童にとってよりよい環境になるよう訪問支援員が調整してくれます。

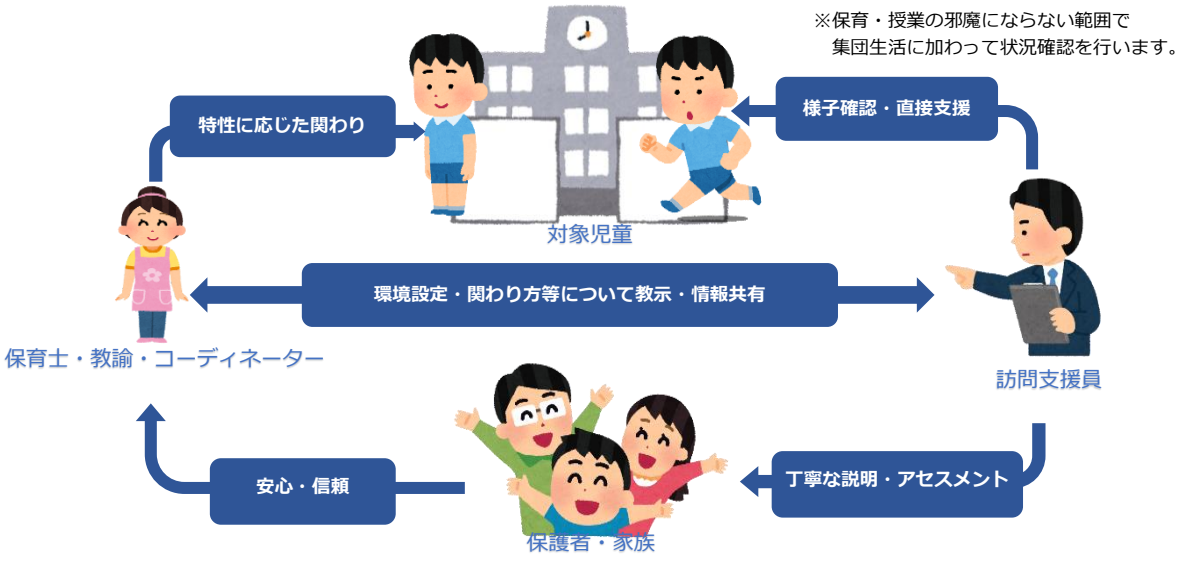

Q11. 放課後等デイサービスの利用申請は早めに行う方がいいですか？

A11. **サービスは早く申請すればいいわけではありません。お子さんの特性を十分理解した上で、放課後の過ごし方を検討する必要があります。**お子さんのことで気がかりなことや不安なことは早めに園や相談機関に相談し、まずはお子さんの個別の場、集団の場での特性を理解しましょう。年長の時期には就学相談会がありますので、その機会に相談してみるのもいいですね。働いている保護者の方は、児童館・児童クラブで生活することがお子さんにとって適当かどうか検討、申し込みを行い、並行して放課後等デイサービスでの療育の必要も相談していけるといいですね。

＜年長時における放課後等デイサービスの検討イメージ＞

時期	動き
年中まで	気がかりなことや不安なことがあれば、園や相談機関に相談し、お子さんの特性を理解する
年長の春～夏	必要時、就学相談会を受ける
	就学前相談の結果や園でのお子さんの状況から、就学後の放課後の過ごし方について検討する
秋	児童館・児童クラブの申し込み
	放課後等デイサービスの必要性がある場合、地区相談支援事業所に相談
冬	利用申請、障害児相談支援事業所の決定
	児童館・児童クラブの利用決定
	障害児通所支援事業所の見学
	サービス等利用計画の作成、事業所の決定
	園、学校、児童館・児童クラブ、相談員、事業所と会議等でお子さんの特性や支援について話し合う（必要な配慮を伝える）
小学１年の春	支給の決定 → 事業所と契約
	放課後等デイサービス、児童館・児童クラブの利用開始

就学を見据えて園での集団の様子を知って行きましょう！

福祉サービスと児童館・児童クラブの利用で迷ったら、地区相談支援事業所に相談してもいいですよ！

利用申請は、この時期でも間に合います！

ぼくたちは、友達と遊ぶのが好きなんだ！
ぼくたちの苦手なことや必要な支援を知ってくれていれば児童館等でも生活できるんだよ！

でも、学校や児童館等で友達との関わりで苦手に感じているところは、放課後等デイサービスで療育して力をつけているんだ。

入学までに児童発達支援で早くから療育していたから、自分の苦手なことや、困った時にどうするといいかが分かるよ！

他のサービスについて知りたい

（1）自立支援給付

介護給付

対象		名称	内容	事業所一覧
児	者（対象区分）			
○	○ 1以上	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。目的により、身体介護、通院等介助、家事援助などがある	
	○ 4以上	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行う	
○	○ 1以上	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある場合、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行う	
○	○ 3以上	行動援護	自己判断能力が制限されている人に、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行う	
○	○ 6のみ	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に居住介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。	市内にはなし
○	○ 1以上	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気やレスパイトなどのため、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う	
	○ 1以上	療養介護	医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行う	市内にはなし
	○ 3以上	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。	
	○ 4以上	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。	

※名称をクリックまたは QR コードを読み込むと市内の事業所一覧が表示されます。
※18歳以上の方が利用するには、障害支援区分の認定調査を受けなければなりません。
※各サービスを利用するにあたって条件がありますので、詳しくは担当の相談支援専門員にご確認ください。

訓練等給付

対象		名称	内容	事業所一覧
児	者（対象区分）			
	○	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。機能訓練と生活訓練がある。	
○	○	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練	

			を行う。	
対象		名称	内容	事業所一覧
児	者（対象区分）			
○	○	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手技を活用して、障がい者の希望や就労能力、適性に合った選択を行う。	
	○	就労継続支援Ａ型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う（雇用契約あり）。	
	○	就労継続支援Ｂ型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う（雇用契約なし）。	
	○	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るための連絡調整や指導・助言等を行う。	
	○	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な巡回訪問や随時の対応等により、適時のタイミングで適切な支援を行う。	
	○	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。	

※名称をクリックまたは QR コードを読み込むと市内の事業所一覧が表示されます。

補装具

対象		名称	内容	詳細情報
児	者（対象区分）			
○	○	補装具	身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付（修理）する。	

※名称をクリックまたは QR コードを読み込むと詳細情報が表示されます。

（2）地域生活支援事業

地域生活支援事業

対象		名称	内容	詳細情報
児	者（対象区分）			
○	○	日中一時支援	施設において日常生活の場の提供や自宅等からの送迎、社会に適応するための日常的な訓練を行う。	
○	○	地域活動支援センター	障がいのある方の社会との交流の促進など日中の活動を支援する。通所による創作的活動やレクリエーション活動の機会を提供する。	
○	○	移動支援	地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な方について外出のための支援を行う。 ※原則として、通勤・通学による利用は除く。	

○	○	訪問入浴サービス	訪問による入浴サービスを提供し、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行う。	
○	○	日常生活用具	在宅の重度障害者の日常生活がより円滑に行なわれるよう、日常生活用具の給付を行う。	

※名称をクリックまたは QR コードを読み込むと詳細情報が表示されます。

（3） 医療による支援

医師の診断のもと、発達に関して医療機関において各種療法やカウンセリングなど受けられる支援があります。

発達に関することで医療機関を初めて受診する際には、問診票や園・学校等からの情報連携シート等の提出が必要な場合があります。

また、県内においては『福井県こども療育センター』『福井大学医学部附属病院子どものこころ診療部』は、紹介医（かかりつけ医・学校医）からの紹介状が必要になります。

詳しくは、受診予定の医療機関にお問い合わせください。

（4） 障害児入所支援

障害児入所支援とは

障がいがある児童に対し、施設に入所しながら入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

入所方法としては、『（児童相談所の）措置による入所』と『契約による入所』があります。

ここでは『契約による入所』について説明させていただきます。

種　類	対　象	内　容
福祉型 障害児入所施設	施設に入所し、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の指導を行う必要があると認められる障害児	保護、日常生活の指導、知識技能をつける支援
医療型 障害児入所施設	施設に入所し、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の指導を行い、治療が必要と認められた自閉症児、肢体不自由児、重症心身障害児	福祉型障害児入所施設の支援に加えて、治療を行う支援

県内の障害児入所施設

種　類	名　称	設 置 主 体	所 在 地
福祉型	足羽学園	（福）足羽福祉会	福井市宿布町 19-46-1
	障害者支援施設併設障害児入所 第二やすらぎの郷	（福）友愛会	小浜市深谷 10-1-4
医療型	福井県こども療育センター つくし園	福井県	福井市四ツ井 2 丁目 8-1
	敦賀医療センター （重症心身障害児棟）	（独）国立病院機構	敦賀市桜ヶ丘町 33-1

	あわら病院 （重症心身障害児棟）	（独）国立病院機構	あわら市北潟 238-1

利用料

①利用料

（ⅰ）利用者負担額 ＋ （ⅱ）事業所ごとに定めた実費負担額

（ⅰ）利用者負担額

サービス利用にかかる利用者負担額は、サービス提供に要した費用の1割（1回あたり 1,000～2,500 円程度）です。月当たりの負担額は世帯（※1）の所得に応じた負担上限月額までとなります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 （所得割 28 万円未満）（※2）	9,300 円
一般2	上記以外 （所得割28万円以上）	37,200円

※1 世帯は、原則として住民基本台帳の世帯。同一世帯員には、サービスを利用する児童の親が単身赴任当で別世帯である場合も含みます。

※2 市民税所得割額は、支給期間の初月によって算定年度が異なります。

（ⅱ）事業所ごとに定めた実費負担額

おやつ代等の利用者負担額に含まれない部分について支払う必要があります。

金額は事業所ごとに違いますので、契約時に確認してください。

対象となる項目（例）
おやつ代
教材費
外出先でかかる費用
食費

②障害児入所医療費

医療型障害児入所施設の場合、利用料の他に障害児入所医療費がかかります。

世帯の収入状況等により、減免の制度があります。

③無償化

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、障害児入所支援の利用者負担額が無償化されること。

利用方法

①福井県児童・女性相談所に相談・給付費の申請

②支給決定

③施設との契約

④サービス利用開始

※ご家庭の状況により、措置による入所となる場合があります。

【問い合わせ先】

福井県児童・女性相談所

TEL：0776－35－1581

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jijosou/index.html

手帳・手当について知りたい

（1） 障害者手帳

種類	等級	対象要件	詳細情報
身体障害者手帳	1級～6級	視覚障害②聴覚又は平衡機能の障害③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害④肢体不自由⑤心臓、じん臓または呼吸器の障害の方	
療育手帳	A1（最重度）、A1、A2、B1、B2	心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点から診断し、知的障がい児（者）と判定された方等	
精神障害者保健福祉手帳	1～3級	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する方	

※名称をクリックまたは QR コードを読み込むと詳細情報が表示されます。

（2） 各種手当

種類	支給額(月額)	対象要件	詳細情報
重症心身障害児（者）福祉手当	3,000 円	身体障害者手帳2級以上または療育手帳Ａ及びＢの一部で、かつ以下の要件を満たす方 ・福祉施設に入所していないこと ・障害年金、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していないこと ・前年の所得が所得制限額以内であること	
障害児福祉手当	15,690円	精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とすると認定された20歳未満の方	
特別児童扶養手当	1級：55,350 円 2級：36,860 円	精神または身体に中程度以上の障がいがあると認定された20歳未満の児童を監護する方	

※名称をクリックまたは QR コードを読み込むと詳細情報が表示されます。

（3） そのほかの障がい者福祉施策について

福井市では『障がい者福祉施策の手引き』を作成し、さまざまな制度やサービスの紹介をしています。

下記ホームページからご確認ください。

福井市「障がい者福祉施策の手引き」ホームページ
https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/seido/p019036.html

子育て支援について知りたい

（1）発達相談会・きらきら教室

詳細情報

発達相談会

内容：言葉や落着き、かんしゃくなどの発達や、お友達との関係など心配と思われることに対し、保健師や発達専門のスタッフによる個別の相談会を行っています。

きらきら教室

内容：言葉や落ち着き、かんしゃくなどの発達が心配と思われる未就園児とその保護者を対象に、親子ふれあい遊びや発達専門のスタッフによるアドバイスを受けながらこどもとの関わり方を学ぶ教室を行っています。

【問い合わせ先】
福井市こども家庭センター　ふくっこ
TEL：0776−20−5337
https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kosodate/ninsin/p070115.html

（2）こあら広場

詳細情報

内容

子育てに関する悩みや苦労について精神科医師・臨床心理士を交えてグループワークや座談会を行う。

対象者

就学前のこどもをもつ保護者

【問い合わせ先】
福井県福井健康福祉センター地域保健課
TEL：0776−36−3429
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fukui-hwc/tiikihokenka/tiikihokenka-top.html

（3）ことばの教室

内容

こどもの様子にあわせて、ことばの発達の遅れや発音等について、言語聴覚士や保育士による相談や療育、専門機関の紹介を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携をとり、よりよい支援を行っています。

対象者

福井市在住の概ね２歳 ～ 就学前児童とその保護者

詳細情報

開設日

毎週月～木曜日　9時～17時　　※初回は平日になります。
第1・2・3土曜日　9時～12時　　※毎月1回の利用時間は1時間以内です。・

場所

フェニックス・プラザ2階（田原1丁目13−6）

申込方法

通園先の園またはこども家庭センターにご相談ください。保護者による直接申し込みはできません。

（4） 地域子育て支援センター

内容

子育て中の親子（概ね 4 歳未満の児童とその保護者）が気軽につどい、一緒に遊びながら交流ができる場所です。また、子育て相談や子育てに関する情報の提供、講習会などを通して、地域の子育て家庭を応援しています。

【問い合わせ先】
各地域子育て支援センター
https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kosodate/siensisetu/center.html

（5） 保育園・幼稚園・認定こども園

保育園・幼稚園・認定こども園では…

こどもの健やかな育ちを支援するため、こどもの発達に関して専門的な知識を有する保育カウンセラーが訪問しています。こどもが楽しく安心して園生活を送れるよう、園の職員と共に支援方法について考えています。

【問い合わせ先】
福井市こども保育課
TEL：0776−20−5270
https://www.city.fukui.lg.jp/dept/kodomo/hoiku/index.html

（6） こども家庭センター分室

こども家庭センター分室では…

こどもに関する気がかりなことについて臨床心理士や保育士が電話相談に応じています。

【問い合わせ先】
こども家庭センター分室（AOSSA 5F）
TEL：0776−20−1541
https://www.fukui-kosodate.jp/

（7） 預け先

参考ホームページ	詳細情報	参考ホームページ	詳細情報
一時預かり 一時的に家庭保育が困難なときに、保育園・認定こども園でお子さんをお預かりする制度です。		病児保育事業・病後児保育事業 病気治療中や病気回復期で、保護者が仕事の都合等で休めないときにお預かりするサービスです。	
すみずみ子育てサポート事業 家庭で一時的にお子さんを養育できない場合、施設での一時預かりやご家庭での援助を行います。		ショートステイ・トワイライトステイ 保護者の病気や出産、冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭で養育できないときに施設でお子さんをお預かりします。	

学校のことについて知りたい

（1）就学先

就学先における学びの場

就学先については、本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、お子さんの教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障がいの状態や必要となる支援の内容、教育学、医学、心理学等の専門的見地、学校や地域の状況等総合的な観点を踏まえて、福井市教育委員会が就学先を決定しています。就学した後でも、お子さんの状況等により、学びの場を必要に応じて柔軟に変更することが可能です。

通常学級

通常学級においても、配慮を要する児童生徒のために、授業方法や教材を工夫して、わかりやすい授業を行っています。

通常指導教室による指導

普段は、通常学級において授業を受け、本人の状態に応じて、必要な支援を通級指導教室で行います。

特別支援学級

障がいの種別（知的障害、自閉症・情緒障害、言語障害）ごとに置かれる少人数の学級です。特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた教育を行っています。

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象とし、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、障がいに応じた専門的な支援を行います。

支援を行う学校・学級

	学校名	主な障がい種別						
		視覚	聴覚	肢体	病弱	知的	言語	自閉症・情緒
特別支援学校	福井県立特別支援学校			○				
	福井県立東特別支援学校			○	○			
	福井県立南特別支援学校					○		
	福井県立嶺北特別支援学校					○		
	福井県立清水特別支援学校					○		
	福井大学教育学部附属特別支援学校					○		
	福井県立盲学校	○						
	福井県立ろう学校		○					
特別支援学級	各小中学校（※1）					○	○	○

※1　各小中学校の特別支援教育コーディネーターにお問い合わせください。

適応指導教室	福井市チャレンジ教室（※2）							

※2　各学校の教育相談担当教員にお問い合わせください。

（2）就学相談の流れ

就学前相談の基本的な流れ

特別な配慮を要し、特別支援学級（入級・通級）または、特別支援学校への就学を希望する場合及び通常学級を希望する場合の就学までの流れは以下の通りです。

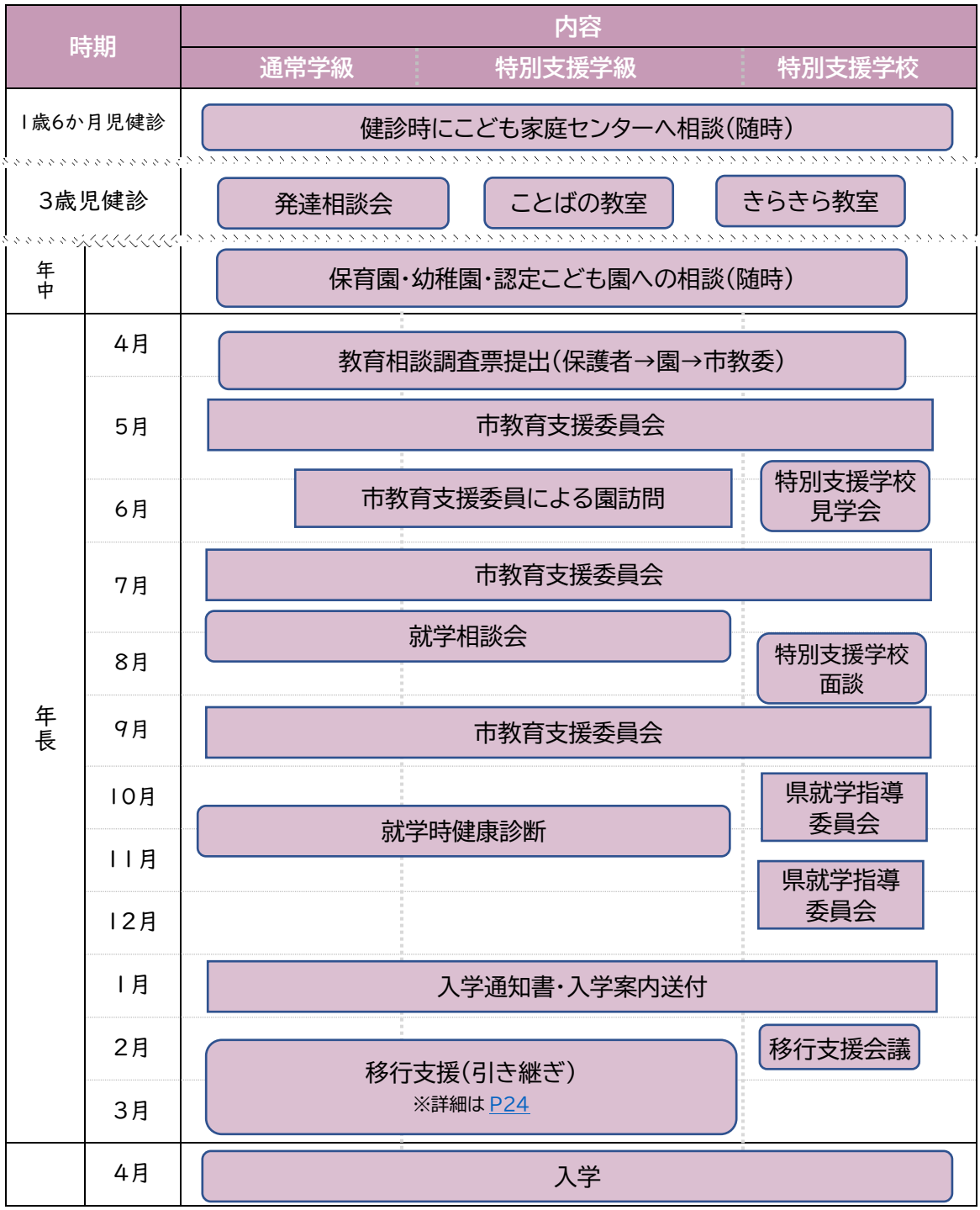

※都合により時期が変更になる場合があります。

※市教育支援委員会では、発育、発達に心配・不安のある児童生徒や心身に障がい（疑いのある場合も含みます）がある児童生徒を対象に、必要な学びや支援、望ましい教育環境、学びの場などを総合的に検討しています。市教育支援委員会の委員は、医師（専門医）、学識経験者、小中学校教職員（主に特別支援学級の担任や管理職）、教育行政担当者、児童福祉関係者等などから構成されています。

（3）就学や学校生活の支援者

学校や地域にお子さんの就学や学校生活を応援する方がいます。

常時配置されている支援者

職種	役割	配置				
		保	幼	小	中	高
特別支援教育コーディネーター（特コ）	保護者の方からの相談を受けたり、関係機関との連絡調整、校内で児童生徒を支える体制作りを行う。	○	○	○	○	○
教育相談担当教員				○	○	
スクールカウンセラー（SC）	学校教育に関する心理の専門家として、児童生徒本人や保護者とのカウンセリングを行う。			○	○	○
いきいきサポーター	学校生活において、特別な支援が必要な児童生徒の悩み相談や話し相手、学級担任と連携しながら学校の教育活動の支援など、支援を行う。			○	○	○

必要に応じて配置される支援者

職種	役割	配置				
		保	幼	小	中	高
スクールソーシャルワーカー（SSW）	学校教育に関する福祉の専門家として、関係機関との連携・調整を行う。			○	○	○
福井県特別支援教育センター	5歳から18歳までの障がいのある、もしくは特別な教育的支援や配慮を必要とする幼児児童生徒を対象に教育相談を行う。	○	○	○	○	○
ライフパートナー（市事業）	児童生徒の兄や姉に相当する年代（大学生）が学校不適応児童生徒の学校、家庭等を訪問し、「よき相談相手」として接し、児童生徒の自立を側面的に支援する。			○	○	
心のパートナー（県事業）				○	○	
障害児介助員	必要に応じて市教育支援委員会で適用を判断した児童生徒について、主に病弱や肢体不自由等の児童生徒に必要な介助等の支援を行う。			○	○	

※お子さんの就学に関して相談を希望する場合は、まず各園・学校の担任もしくは各小中学校の特別支援教育コーディネーターや教育相談担当教員に相談してください。

（4）就学にあたっての支援制度

就学援助制度

詳細情報

①就学援助とは

義務教育が円滑に受けられるように、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

②対象者

原則、福井市に住民登録があり市内の小中学校に通学する児童生徒の保護者のうち、

・要保護者　：生活保護を受けている者

・準要保護者：生活保護に準ずる程度に困窮していると福井市教育委員会が認める者

（福井市では、世帯の年間所得合計額が生活保護基準額の 1.3 倍未満）

③支給内容

学用品費(定額)	通学費（遠距離通学者のみ）
新入学学用品費（定額）	学校給食費
校外活動費（限度額あり）	医療費、通院費（距離に制限あり）
修学旅行費（対象費目に制限あり）	PTA会費（限度額あり）
体育実技用具費（用具に限定あり）	

特別支援教育就学奨励費

詳細情報

①特別支援教育就学奨励費とは

福井市小中学校の特別支援学級等に就学している児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を補助しています。

②対象者

福井市立小中学校に就学する児童生徒の保護者のうち、児童生徒が次のいずれかに該当する者

①特別支援学級に在籍している

②学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当し、通常の学級に通学している

③学校教育法施行規則第 140 条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている（ろう学校への他校通級をしている場合）

③支給内容（対象者によって受けられるものが異なります）

学用品・通学用品購入費	通学費
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	職場実習交通費（中学校のみ）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	交流学習交通費
校外活動費（宿泊を伴うもの）	体育実技用具費
修学旅行費	学校給食費

【問い合わせ先】

福井市　教育委員会事務局　学校教育課

TEL：0776−20−5350

http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d620/gakkou/index.html

（5）児童館、放課後児童クラブ

市内の児童館・放課後児童クラブ

参考ホームページ	詳細情報	参考ホームページ	詳細情報
遊びにいこうよ　みんなの児童館・児童クラブ 福井市内の児童館・児童クラブについてまとめた福井市社会福祉協議会のホームページです。		**児童クラブ** 福井市内の児童クラブの利用に関してまとめた市のホームページです。	
児童館 福井市内の児童館の利用に関してまとめた市のホームページです。			

よくあるご質問

Q1.児童館・放課後児童クラブでは、障害児も利用できるの？

A1. **可能です。**障害があってもなくても利用できます。事前にどんな課題があるか共有できるといいですね。

Q2.児童館・放課後児童クラブと放課後等デイサービスとの併用も可能なの？

A2. **可能です。**週3回児童クラブで集団生活、週2回放課後等デイサービスで集団での苦手な部分について療育を受けるという方もいます。

Q3.児童館・放課後児童クラブで専門的な支援が受けられるの？

A3. **可能です。**集団での生活に適応できるよう児童館・放課後児童クラブに保育所等訪問支援を導入することができます。担当の相談支援専門員にご確認ください。

【問い合わせ先】
福井市こども育成課
TEL：0776−20−5566
https://www.city.fukui.lg.jp/dept/kodomo/kodomoikusei/index.html

（6）移行支援

移行支援とは

移行支援とは、進学や卒業にあたってお子さんの特性や支援内容を次の機関に伝えることで、お子さんが安心して生活を送ることを目指した支援のことです。基本的には、保護者の同意のもと行います。

【移行支援のイメージ図】

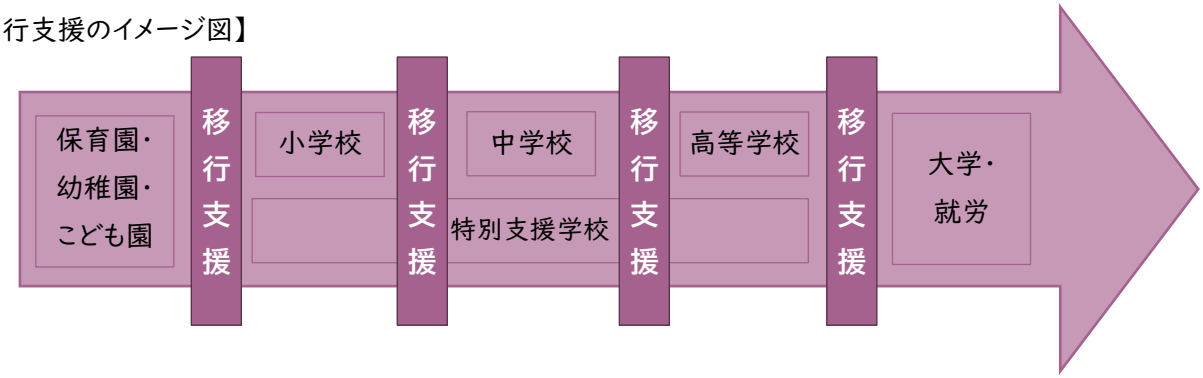

園⇒小学校(特別支援学校小学部)⇒中学校(特別支援学校中学部)⇒高等学校・特別支援学校(特別支援学校高等部)へ進学する場合の移行支援

①移行支援の方法

移行支援は、移行支援会議や移行支援シート、学校見学・体験などを活用して情報共有・引き継ぎを行います。

方法	内容
移行支援会議	保護者や園・学校・障がい福祉・医療など関係する支援者が集まって情報連携・引き継ぎを行う。
移行支援に関する書類	移行支援シート、個別教育支援計画、個別指導計画、子育てファイルふくいっこ、サポートブック、診断書などを通して情報連携・引き継ぎを行う。
学校見学・体験	学校見学や体験(わくわく交流デーなど)、就学時健康診断などを通して見通しを持ち、特別支援教育コーディネーターと顔合わせを行う。

②移行支援会議の参加者(一例)

移行支援会議は、関係する支援者が集まって話し合いを行います。参加者の一例は以下の通りです。

分野	役職
家族	保護者
園	年長の担任、特別支援教育コーディネーター、主任教諭、園長
学校	特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、教頭、校長、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)
障害福祉	地区相談員、相談支援専門員、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
医療	医師、看護師、ソーシャルワーカー(MSW)

③移行支援会議で話し合う内容(一例)

・これまでの園・学校生活で配慮してもらっていたことはなにか
・学校でどのような支援や配慮を希望するか、または希望しないか
・入学後予想される課題はなにか
・入学式などの行事の見通し、入学後のスケジュールについての確認
・今後、障害福祉の事業所とどう連携していくか

子育てファイルふくいっこの活用について

お子さんの発達支援には、幼児期から学齢期、そして就労期まで、ライフステージを通して継続した支援を行うことが重要です。福井県では、「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するため、福井県方式の支援ツール「子育てファイルふくいっ子」を作成しています。

保育所や学校などの支援機関に配布していますので、お子さんの様子が「気になる」と感じた際には、ご相談ください。

発達障がい児者福井県方式支援ツール『子育てファイルふくいっ子』について
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/fukuikko-file.html

高等学校・特別支援学校（高等部）卒業後の進路・移行支援

①介護給付（居宅介護・生活介護等）を利用する場合の基本的な流れ

		相談支援事業所	生徒・保護者	高校・特別支援学校	居宅介護・生活介護　等	市障がい福祉課
高1～2			現場実習・利用希望確認			
高3	4月					
	5月					
	6月					
	7月		前期現場実習			
	8月	担当者会議				
	9月					
	10月		後期現場実習			
	11月	担当者会議（利用事業所決定）				
	12月	居宅介護・生活介護等利用申請				申請受付・認定調査
	1月					審査・支給決定
	2月	移行支援会議				
	3月					
	4月		利用開始		利用開始	

②訓練等給付（就労継続支援（A 型・B 型）、自立訓練）を利用する場合の基本的な流れ

		相談支援事業所	生徒・保護者	高校・特別支援学校	就労選択・就労移行・A 型・B 型・生活訓練	市障がい福祉課
高1～2		就労選択支援利用申請　※必要時	現場実習・就労希望確認		就労選択支援（アセスメント）　※必要時	申請受付・支給決定 ※必要時
高3	4月	就労選択支援利用申請				申請受付・支給決定
	5月		就労選択支援（アセスメント）・前期現場実習			
	6月	担当者会議				
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月		後期現場実習			
	12月	担当者会議（利用事業所決定）				
	1月	訓練等給付利用申請				
	2月	移行支援会議				申請受付・支給決定
	3月					
	4月		利用開始		利用開始	

これは前期実習に合わせて就労選択支援を利用した例です。後期実習や実習とは別に利用する場合もあります。

※学校や事業所の都合により流れが異なる場合があります。随時、学校や事業所に確認をしてください。

よくあるご質問

Q1.移行支援会議は誰が主体で行いますか？

A1. 基本的に園または学校が主体で行いますが、**どこが主体で行うかの決まりはありません。**移行支援会議は、保護者の同意をもとに行うため、保護者が在籍する園・学校に移行支援を希望する旨を申し出ていただけるとよいです。

Q2.移行支援会議はいつ頃開催されますか？

A2. 会議に参加する人数にもよりますが、**11月の就学時健康診断以降から2月末までに開催することが多い**です。丁寧に移行支援を行うためには、3月中旬の卒園式、卒業式、修了式の学年末休業に入る直前は、なるべく避け、時間に余裕をもって開催できるとよいです。

Q3.子育てファイルふくいっこはいつから活用し始めるものですか？

A3. **お子さんの様子が「気になる」と感じた時**が活用し始める時期です。特性に応じた支援を記録に残すことで、ライフステージを通して継続した支援を行うことができます。

Q4.就労継続支援A型とB型の違いは何ですか？

A4. **A 型は雇用契約を結びますが、B 型は訓練であるため雇用契約を結びません。**そのため、A 型は最低賃金が保障されていますが、B 型は最低賃金が保障されていません。

Q5.就労選択支援では何をしてくれるんですか？

A5. **就労選択支援は、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手技を活用して、お子さんの希望や就労能力、適性に合った選択を支援するサービスです。**作業場面等を通じて就労能力や適性に関する状況把握（アセスメント）を行い、その結果や、家族、関係機関の意見等を踏まえて、本人の選択肢を広げ、より良い進路選択につながるような情報提供を行います。在学中、いつでも利用ができ、将来の就労先や働き方についてより良い検討や選択を行うことができます。

Q6.うちの子は明らかに就労継続支援B型だと思うが、就労選択支援は必ず利用すべきですか？

A6. まずは就労選択支援を利用し、お子さんの就労能力や適性にあった働き方を知った上で、就労継続支援 B 型の利用がいいかお子さんと話をしていきましょう。お子さん本人が就労先や働き方を選べるよう、本人、家族、支援者で話し合いを進めることも大切です。

Q7.卒業後の障害福祉サービス利用に関して相談支援専門員はどのタイミングから関わってもらえますか？

A7. 在学中から放課後等デイサービスやショートステイなど福祉サービスを利用している方は、すでに相談支援専門員が計画を立てていますので、随時相談支援専門員に相談し、必要に応じて学校との話し合いにも介入してもらってください。在学中に放課後等デイサービスなど障害福祉サービスを利用していない方が居宅介護や生活介護などの介護給付を利用する場合は、進路先が決まるときに相談支援事業所を決める必要があります。また、訓練等給付（就労継続支援A型・B型等）を進路先に考える場合は、就労選択支援（アセスメント）を行う際に相談支援事業所を決めることになります。

参考ホームページ

福井市障がい者就労支援ガイドブック（福井市障がい者自立支援協議会 就労支援部会作成）
https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p024013_d/fil/syuurou2-siryou1.pdf

18歳以降の支援について知りたい

（1）障害福祉サービス

①介護給付（居宅介護、生活介護等）
②訓練等給付（就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援等）
③地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター）

（2）障害年金

相談窓口	詳細情報	相談窓口	詳細情報
障害年金について 障害基礎年金について紹介している福井市のホームページです。		日本年金機構 障害年金 障害年金の各種手続きについて紹介している日本年金機構のホームページです。	

（3）就労に向けた相談窓口

相談窓口	詳細情報	相談窓口	詳細情報
ふっとわーく 障害者就業・生活支援センター 一般就労を目指す障がいのある人の仕事と生活の両方を相談できる機関です。		ハローワーク福井 障害者枠の求職活動に関する相談ができる機関です。	
福井障害者職業センター 就職や職場復帰を目指す障がいのある人の支援・サービスを提供している機関です。		ふくい若者サポートステーション 働くことに悩みを抱えている若者に対して就労に向けた支援を行う機関です。	

家族会・クラブやサークル活動について知りたい

（1） 家族会情報

お問い合わせ先	詳細情報
障がい児・医療的ケア児の家族グループ 「てくてく」 福井県在住のハンデっ子ママで運営している家族グループです。 障がいの種類は問いません。同じ想いを経験した仲間と、いろいろおしゃべりしてみませんか？ 〇全国医療的ケアライン（愛称：アイライン）に登録しています！ **お問い合わせは メール tekuteku.fukui@gmail.com または Instagram の DM から**	

※家族会や当事者の会の情報を募集しています。掲載のご希望がありましたら、市障がい福祉課の意見フォーム（p31）より
お問い合わせください。

（2） クラブ・サークル活動情報

みつけよう じぶんのやりたいこと～障がい者のクラブ・サークル紹介～	詳細情報
 障がい者のためのクラブ・サークル紹介のための冊子を作成しました。 （福井市障がい者自立支援協議会 居宅生活支援部会作成） **みつけよう じぶんのやりたいこと～障がい者のクラブ・サークル紹介～** **福井市ホームページ（fukui.lg.jp）** 詳細は福井市ホームページをご覧ください。 ※子どもが参加できるクラブ・サークルもあります。 ※問合せは、各クラブ・サークルにお願いします。	

相談窓口について知りたい

（1）各種相談窓口

相談窓口	詳細情報	相談窓口	詳細情報
福井市こども家庭センター　ふくっこ 発達専門のスタッフによる個別の相談会や発達支援の講演会などを行っています。		福井県難病支援センター 難病の方やその家族に対して療養や就労に関して支援を行います。	
福井市こども家庭センター　分室 こどもに関する気がかりなことについての相談を受け付けています。		福井県小児慢性特定疾病児童等自立支援相談所 小児慢性特定疾病の患者さんやご家族の支援を行います。	
福井県発達障がい児者支援センター　スクラム福井 発達障がい児者とそのご家族に対する相談、療育・就労支援を行います。		福井県児童・女性相談所 児童に関する相談や療育手帳の判定をを行います。	
福井市福祉政策課福祉総合相談室　よりそい 生活困窮やひきこもりなどの課題を抱える方に来所相談・訪問相談等よりそいながら支援しています。		福井県精神保健福祉センター（ホッとサポートふくい） こころの相談、自殺予防、ひきこもり支援、依存症セミナーなど精神保健福祉に関する相談を行っています。	
福井県ひきこもり地域支援センター（ホットサポートふくい内） ひきこもりに関する情報提供をしている福井県の機関です。		福井市保健所　地域保健課 小児慢性特定疾病の医療費助成や支援を行っています。についてや心の病気に関する不安や悩みについて相談を受け付けています。	
福井県医療的ケア児者支援センター 医療的ケア児者とその保護者また支援関係者の相談窓口です。		福井市保健所　地域保健課 悩みごと総合相談会の開催や心の病気に関する不安や悩みについて相談を受け付けています。	
福井市少年愛護センター（ヤングテレホン） 学業、交友関係、いじめ、不登校、異性関係、家庭問題などについて電話・メール・面接で相談を行っています。		福井県特別支援教育センター 特別な教育的支援や配慮を必要とする子どもに関する教育相談を行っています。	
福井市適応指導教室（チャレンジ教室） 不登校のお子さんの学校復帰に向けた支援を行う福井市の機関です。		福井県教育総合研究所（教育相談） 不登校、友人や先生との関係、子育ての悩みなどについて相談できる窓口です。	
はぐくむ.net　相談窓口 はぐくむ.net　において子育て分野の相談窓口を紹介しています。		家庭教育相談・応援サイト 子どもに関する悩みについて Q&A で紹介しています。	

ハンドブックに関するご意見・ご感想について

本ハンドブックが皆様にとって使いやすいものになるよう年1回内容を検証・更新を行う予定です。検証は、『福井市障がい者自立支援協議会こども部会』の協力のもと行っていきます。

本ハンドブックについて、ご意見・ご感想を募集しています。

左記 QR コードを読み込んでいただき、メール入力フォームから送信をお願いいたします。

福井市　福祉健康部　福祉事務所　障がい福祉課	
住所	〒910−8511　福井市大手3丁目10番1号　別館1階
電話	0776−20−5435
FAX	0776−20−5407
メール	sfukusi@city.fukui.lg.jp
HP	http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d240/sfukusi/index.html